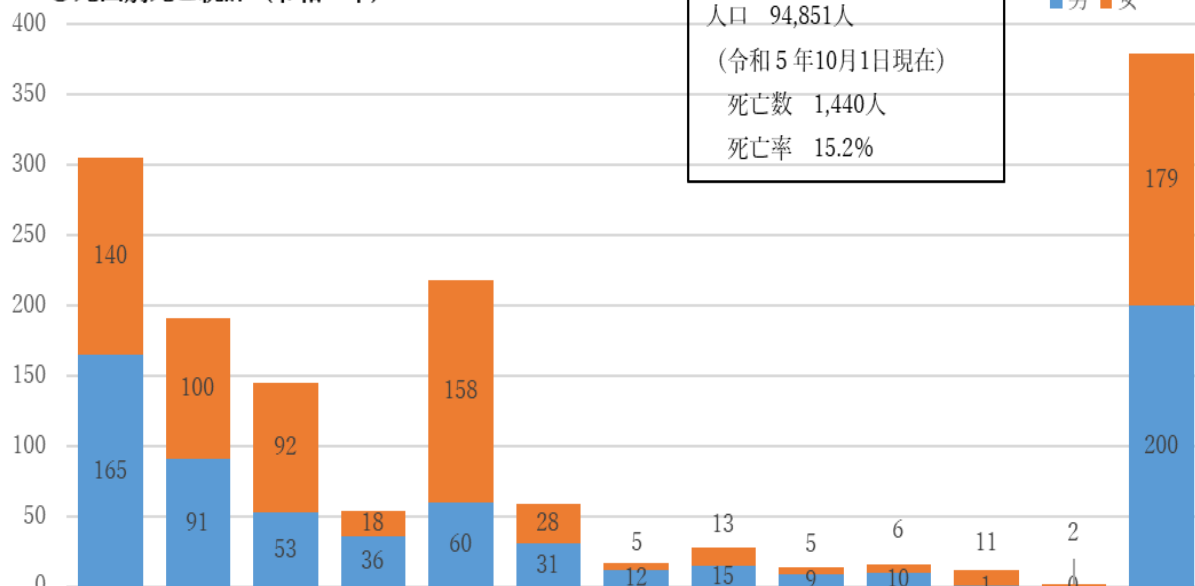


6 保健課

6-1 人口動態

年	人口	出 生				合計特殊 出生率	死 亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	人口 10.1 現在
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	〃
R 2	97,039	345	309	654	6.7	1.64	624	695	1,319	13.6	△665	〃
R 3	97,049	340	347	687	7.1	1.63	610	697	1,307	13.5	△620	〃
R 4	95,934	329	310	639	6.7	1.55	655	764	1,419	14.8	△780	〃
R 5	94,851	328	299	627	6.6	1.55	683	757	1,440	15.2	△813	〃

人 ◎死因別死亡統計（令和5年）



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	305	191	145	54	218	59	17	28	14	16	12	2	379
死因別死亡率	321.6	201.4	152.9	56.9	229.8	62.2	17.9	29.5	14.8	16.9	12.7	2.1	399.6
死亡総数に占める割合(%)	21.2	13.3	10.1	3.8	15.1	4.1	1.2	1.9	1.0	1.1	0.8	0.1	26.3

年間の死因別死亡数
 死因別死亡率(年間)＝ $\frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 100,000$

6-2 母子保健

1 令和5年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	288	7	39	113	88	32	9
経産婦数	330	1	11	84	133	77	24
総届出数	618	8	50	197	221	109	33

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	実人員			延人員			妊婦内訳（再掲）	
		妊婦	夫	計	妊婦	夫	計	第1子	第2子以上
R 1	14	109	95	204	166	152	318	104	5
R 2	11	73	68	141	115	107	222	71	2
R 3	14	143	141	284	207	201	408	141	2
R 4	19	174	167	341	323	316	639	238	13
R 5	20	193	187	380	236	227	463	191	2

3 令和5年度 産後支援事業

産後間もない時期に、家事や育児の支援を受ける際にかかる費用を助成。母子手帳交付時に子ども1人あたり1,000円の助成券を10枚交付、1回の利用につき2枚まで使用可能

利用 実人数	利用 延件数	利用内容内訳（複数実施あり）								
		食事 の支度	衣類 の洗濯	掃除・ 整理	買い物	授乳 補助	おむつ 交換補助	沐浴 補助	育児環 境整備	その 他
23人	137件	119	2	12	-	-	-	-	1	-

※利用延件数は補助券使用枚数

4 令和5年度 授乳・育児相談助成事業

(1) I期（利用期間：出産日～1年未満）

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 302 実 228										
	144	158	215	87	111	146	45	234	221	83

(2) II期（利用期間：出産1年後～2年未満）※令和5年度からII期開始

	産婦内訳		何回目		時期（産後）		内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1年～ 1年6か月未満	1年6か月～ 2年未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 60 実 39									
	24	36	39	21	4	15	48	32	12

5 令和5年度 産後ケア事業（宿泊型）

利用人数	延利用日数	利用日数内訳（人）						
39 人	117 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
		2	15	14	5	2	1	1

6 新生児聴覚検査補助事業

出産後に医療機関・助産所で実施する赤ちゃんの耳の聞こえの検査費用（初回検査）の一部助成。
（上限額 5,000 円）令和5年度生まれから事業開始

年度	受検者数（人）	検査方法内訳（人）		要再検者数（人）		
		自動 ABR	OAE	実人数	右	左
R5	581	578	3	2	2	-

7 令和5年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 （①を除く）		③乳児 （①②を除く）		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	23	25	3	3	518	558	30	65	1,202

8 先天性股関節脱臼検診状況

年度		R 1 ※	R 2 ※	R 3 ※	R 4 ※	R 5
受診者数（人）	男	329	163	252	166	334
	女	326	135	234	167	304
受診率（％）		89.0	45.0	69.4	53.8	97.0
要治療者	男（人）	-	1	-	-	0
	女（人）	3	4	-	-	0

※令和元～4年度は、新型コロナウイルス感染症のため検診を中止とした期間がある。

・先天性股関節脱臼検診は令和5年度末で終了となり、令和6年度からは保健師による一次健診スクリーニングを開始する。

9 令和5年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数（率）	フォロー児数（率）
4 か月児健診	48	645	633	98.1	3（0.5）	37（5.8）
7 か月児相談	48	641	632	98.6	4（0.6）	94（14.9）
12 か月児相談	48	652	639	98.0	6（0.9）	42（6.6）
1 歳 6 か月児健診	44	661	652	98.6	12（1.8）	72（11.0）
2 歳児相談	47	675	660	97.8	27（4.1）	118（17.9）
3 歳児健診	45	660	639	96.8	17（2.7）	45（7.0）

10 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	令和5年度初回参加者の主訴
R 1	36 (継続 9、新規 27)	100	(複数回答)
R 2	23 (継続 8、新規 15)	63	・発達の遅れ 14
R 3	24 (継続 10、新規 14)	58	・母乳相談・離乳食・体重増加 8
R 4	22 (継続 6、新規 16)	65	・母親の育児不安、接し方 6
R 5	20 (継続 3、新規 17)	62	

11 乳幼児学級（令和5年度）

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋 北	0歳児学級	0歳	12	12	67
橋 南	1歳児学級	1歳	18	18	248
東 野	2・3歳児学級	2～3歳	17	26	225
羽 場	0・1歳児学級	0～1歳	16	23	181
羽 場 丸 山	2・3歳児学級	2～3歳	11	23	92
丸 山	すくすく学級	0～1歳	17	19	78
伊賀良	0歳児学級	0歳	8	29	130
	1歳児学級	1歳	10	41	233
	2歳児学級	2歳	16	27	196
	3歳児学級	3歳	17	16	113
山 本	おたまっこ学級	0～3歳	16	25	144
三 穂	みほなかよし学級	0～3歳	17	8	57
鼎	0歳児学級	0歳	6	38	133
	1歳児学級（りんご学級）	1歳	11	15	91
	1歳児学級（いちご学級）	1歳	11	16	128
	2歳児学級（たんぼぼ学級）	2歳	17	27	249
	つくし学級	3歳	16	12	117
竜 丘	0・1歳児学級	0～1歳	10	22	74
	2・3歳児学級	2～3歳	10	17	79
川 路	すくすく学級	0～3歳	11	22	93
松 尾	0歳児学級	0歳（4～9月生）	5	33	83
	1歳児学級Aチーム	1歳（4～9月生）	9	19	65
	1歳児学級Bチーム	1歳（10～3月生）	9	31	148
	2歳児学級Aチーム	2歳（4～9月生）	9	4	28
	2歳児学級Bチーム	2歳（10～3月生）	9	16	59
	3歳児学級	3歳	10	20	90
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	12	8	37
下久堅	ぽっかぽか	0～3歳	12	14	101
千 代	ちよっ子クラブ	0～3歳	17	8	42
龍 江	乳幼児学級	0～3歳	11	6	22
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	13	17	119
	2・3歳児学級	2～3歳	13	8	64

上 郷	0 歳児学級	0 歳	6	23	88
	1 歳児学級	1 歳	10	19	116
	1 歳児学級	1 歳	10	17	108
	2 歳児学級	2 歳	11	17	83
	3 歳児学級	3 歳	11	8	45
上 村 南信濃	ひよこの会	0 ～ 3 歳	9	5	22
合 計			453	709	4048

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

○年度比較

年度	実施回数	参加実組数	参加延組数
H30	582	996	6,010
R 1	512	889	5,016
R 2	326	646	2,938
R 3	333	772	3,455
R 4	471	702	4,139
R 5	453	709	4,048

12 令和 5 年度 出産・子育て応援給付金

すべての子育て世帯が安心して出産、子育てができる環境を整えるため、妊娠期からの伴走型相談支援と合わせて、給付金を支給し経済的な支援を行う国の制度で、令和 4 年度の対象者から給付対象

(1) 給付内容

- ・「出産応援ギフト」妊婦 1 人につき 5 万円を給付
- ・「子育て応援ギフト」出生したこども 1 人につき 5 万円を給付

※令和 4 年度の妊娠届出者及び出生したこどもを養育している者に対して、令和 5 年度に遡及給付を行った。

(2) 給付状況

年度	件数（件）	給付金額（円）
R5（遡及分を含む）	2,720	136,000,000

6-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
子宮頸がん検診	2,048	2,802	2,524	2,833	2,758	2,551
乳がん検診	4,934	4,949	4,742	5,026	4,807	4,494
肺がん検診	7,919	7,908	6,394	7,577	7,453	6,931
大腸がん検診	8,472	8,586	8,569	8,875	8,784	8,383
胃がん検診	3,616	3,572	967	3,671	3,451	3,140

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3
R 1	2,802	52(1.9)	－	32	9	10	1
R 2	2,524	47(1.9)	－	19	4	20	4
R 3	2,833	52(1.8)	1	16	10	23	2
R 4	2,759	41(1.5)	－	20	3	17	1

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果 (※重複あり)							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	－	1
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	－
R 2	1,993	42(2.1)	3	9	7	8	11	2	－	2
R 3	2,126	46(2.2)	4	10	9	13	7	2	3	2
R 4	1,982	43(2.2)	1	8	4	13	11	5	－	1

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1
R 2	2,749	95(3.5)	8	8	22	11	15	25	6
R 3	2,900	74(2.6)	7	4	16	5	17	17	5
R 4	2,825	64(2.3)	5	7	15	6	13	17	1

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20
R 2	2,637	150(5.7)	3	3	106	11	25
R 3	3,103	157(5.1)	5	2	119	17	13
R 4	3,104	138(4.4)	7	3	100	17	11

イ レントゲンデジタル撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	-	11
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11
R 2	3,757	139(3.7)	4	66	40	18	11	9
R 3	4,474	140(3.1)	4	60	51	11	4	6
R 4	4,349	163(3.7)	7	62	67	11	2	14

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142
R 2	8,569	674(7.9)	14	248	80	15	136	181
R 3	8,875	481(5.4)	7	174	73	27	86	114
R 4	8,784	406(4.6)	12	157	54	60	78	45

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27
R 2	967	98(10.1)	2	85	3	1	7
R 3	3,671	341(9.3)	5	253	38	10	35
R 4	3,451	219(6.3)	5	165	20	24	5

(6) がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診 (20 歳)

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 2	平成 11 年 4 月 2 日～平成 12 年 4 月 1 日生	477	47	9.9%
R 3	平成 12 年 4 月 2 日～平成 13 年 4 月 1 日生	484	46	9.5%
R 4	平成 13 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日生	457	42	9.2%
R 5	平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生	430	44	10.2%

イ 乳がん検診 (マンモグラフィ検査) (40 歳)

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 2	昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日生	557	212	38.1%
R 3	昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日生	563	220	39.1%
R 4	昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日生	511	180	35.2%
R 5	昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日生	508	168	33.1%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診者数計	検診方法	受診者数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
H30	40 歳	1, 205	261	集団検診	194	153 人	41 人 (21.1%)
	45 歳	1, 159		個別検診	67	50 人	17 人 (25.4%)
R 1	40 歳	1, 221	234	集団検診	165	134 人	31 人 (18.8%)
	45 歳	1, 189		個別検診	69	52 人	17 人 (24.6%)
R 2	40 歳	1, 156	226	集団検診	142	122 人	20 人 (14.1%)
	45 歳	1, 265		個別検診	84	68 人	16 人 (19.0%)
R 3	40 歳	1, 111	213	集団検診	147	124 人	23 人 (15.6%)
	45 歳	1, 116		個別検診	66	50 人	16 人 (24.2%)
R 4	40 歳	1, 030	204	集団検診	143	122 人	21 人 (14.7%)
	45 歳	1, 049		個別検診	61	38 人	23 人 (37.7%)

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率 (法定報告)

特定健康診査:飯田市国保に加入している40歳～74歳の方を対象とした年に1回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H30	14,932 人	5,976 人	40.0%
R 1	14,496 人	6,125 人	42.3%
R 2	14,396 人	4,564 人	31.7%
R 3	14,020 人	5,746 人	41.0%
R 4	13,211 人	5,612 人	42.5%

イ 特定保健指導の対象者と終了率 (法定報告)

特定保健指導:特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を3か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援:初回面接後、面接・電話等により3か月以上の継続的支援を行う。算定要件により180ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援:初回面接後、3か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導			特定保健指導 終了者数	特定保健指導 終了率
	対象者数	積極的支援対象者	動機付け支援対象者		
H30	570 人	168 人	402 人	450 人	78.9%
R 1	601 人	155 人	446 人	477 人	79.4%
R 2	449 人	85 人	364 人	324 人	72.2%
R 3	601 人	164 人	437 人	457 人	76.0%
R 4	517 人	141 人	376 人	374 人	72.3%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診(精密検査)が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育 (1) 個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化（法定報告）

※第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）にあわせた指標へ変更。

高血圧	高血圧者Ⅱ度（160/100）以上の割合		5.1%
	高血圧者Ⅰ度（140/90）以上の割合	男性	29.7%
		女性	23.4%
糖尿病	血糖異常者（HbA1c6.5%以上）の割合		7.3%
	HbA1c6.5%以上の者で糖尿病治療中の者の割合		68.2%
脂質異常症	脂質異常者（LDL-C160mg/dl 以上）の割合	男性	8.7%
		女性	12.1%
メタボ	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	男性	42.8%
		女性	12.4%
	BMI25 以上の者の割合（40～64 歳）	男性	34.1%
		女性	18.3%

- (9) 生活保護受給者、被支援者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付）に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診（集団）に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和5年度受診者数：4人

- (10) 後期高齢者健康診査

長野県後期高齢者医療制度の加入者を対象として健康診査を実施している。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
R 1	15,970 人	375 人	2.3%
R 2	15,859 人	405 人	2.6%
R 3	15,632 人	659 人	4.2%
R 4	15,989 人	997 人	6.2%
R 5	18,832 人	1,506 人	8.0%

※令和5年度より、受診率を求める際の対象者数が、被保険者から要介護3～5を除いた数から被保険者数に変更となった。

※データ出典：KDB 帳票「地域の全体像の把握」より（令和5年度～）

健診結果から、生活習慣病重症化予防対象者には、保健指導を実施している。

R5年度は延べ206人に保健指導を実施した。

2 健康教育

- (1) 実施回数と参加人数（令和5年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開 催 回 数	208	31	44	－	48	1	332
参加延人員	3,699	623	576	－	852	13	5763

個別健康教育の実施状況（令和5年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	283	-	159	-	205	-	178	-
脂質異常症	298	-	140	-	155	-	149	-
糖 尿 病	245	-	109	-	100	-	84	-
喫 煙	13	-	1	-	-	-	-	-
計	839	-	409	-	460	-	411	-

（2）ウエルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

※高齢化で継続困難なため H26 年度で三穂地区終了。H30 年度で川路地区終了。

R5 年度、座光寺地区は休会。

イ 対 象 者：65 歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的に実施。

現在は、自主活動グループで活動している。

エ 参加状況（令和5年度）

会場数	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
16	639	233	11	222	5,863

（3）消防団健康教室（令和5年度）

令和2年度から3年間で全分団員に健診を含めた健康教室を開催したところ、基準値から外れた要指導者が 51.7%おり、また、腹囲や BMI の項目でも基準値以上になっている者が多いなど青壮年世代の健康課題が明らかとなった。そのため、令和5年度から全分団対象に健康教室を実施することとした。

ア 対象

全分団（18 分団）

イ 内容

- ・令和2年～令和4年度 消防団健診結果について
- ・肥満と生活習慣病の関係について、禁煙について
- ・各分団の要望に応じた内容

ウ スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

エ 教室参加状況

分団名	人数	分団名	人数	分団名	人数
1（橋南）	6	7（竜丘）	19	13（千代）	12
2（橋北・東野）	7	8（三穂）	11	14（上久堅）	6
3（羽場・丸山）	10	9（山本）	7	15（鼎）	14

4（座光寺）	9	10（伊賀良）	17	16（上郷）	17
5（松尾）	26	11（川路）	6	17（上村）	8
6（下久堅）	10	12（龍江）	14	18（南信濃）	19

参加合計 218 名

（４）企業出前健康講座

平成 25 年度から平成 28 年度まで来所方式で行っていた「企業健康教室」を、平成 29 年度から、職場へ出向く方式である「企業出前健康講座」として実施方法を改めた。

ア 対象

飯田市内の事業所または青壮年の団体

イ 内容

前半：飯田市からの健康情報

後半：①～⑥から選択

- ① からだを知ろう ②からだを見える化 ③プラステン講座 ④歯周病は大丈夫？
⑤今日の食事はどうする？ ⑥働く人のこころの健康

ウ 開催状況

	R1	R2	R3	R4	R5
講座実施回数	26	5	10	10	26
実施団体数	16	5	10	6	19
受講人数（延べ）	1,356	166	157	323	855

（５）広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」2か月に1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介

放送日：偶数月 第4月曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介

ウ 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ

3 健康相談事業

（１）健康増進（健康相談） 令和5年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	151	1,465
	脂質異常症	1	1
	糖尿病	7	19
	歯周疾患	46	760
	骨粗鬆症	1	24
	女性の健康	2	9
	病態別（肥満、心臓病等）	－	－
総合健康相談		363	9,768

計	604	12, 046
---	-----	---------

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 249 日

相談延人員 9, 477 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）令和5年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39 歳以下	1	2
	40～64 歳	28	32
	65 歳以上	44	52
	計	73	86
個別健康教育対象者	39 歳以下	－	－
	40～64 歳	1	1
	65 歳以上	1	1
	計	2	2
閉じこもり予防	39 歳以下	－	－
	40～64 歳	1	1
	65 歳以上	5	5
	計	6	6
介護家族	39 歳以下	1	1
	40～64 歳	1	1
	65 歳以上	6	8
	計	8	10
寝たきり者	39 歳以下	－	－
	40～64 歳	－	－
	65 歳以上	1	1
	計	1	1
認知症の者	64 歳以下	1	1
	65 歳以上	16	23
	計	17	24
その他	39 歳以下	5	10
	40～64 歳	28	75
	65 歳以上	33	43
	計	66	128
合 計		173	257

6-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6 年 12 月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
 平成 8 年 4 月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
 ＊浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
 平成 9 年 4 月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
 平成 12 年 4 月 介護保険制度開始
 平成 13 年 4 月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
 平成 16～17 年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
 ＊介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
 ＊平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
 平成 18 年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1 次予防事業
 平成 28 年 4 月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
 令和 2 年 4 月 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業

【目的】

- 老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症や筋力低下によるフレイルや要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。
 ＊高齢者の自立（自立生活の助長、フレイル及び要介護状態の予防）
 ＊高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）
 ＊支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65 歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談、健康についての学習、転倒予防やフレイル予防の運動、ゲーム・レクリエーション、手芸工作、季節の行事、

参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者（再掲）	実数の年齢構成						
							64 歳以下	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳以上
R 1	92	1,075	1,212	11,403	10.0	109	12	37	97	296	389	290	91
R 2	92	723	1,096	6,331	9.0	120	2	21	84	245	365	274	105
R 3	92	772	1,034	6,706	9.0	125	3	24	89	208	326	288	96
R 4	88	931	988	7,553	8.0	127	1	22	89	167	339	274	96
R 5	85	934	924	7,182	8	101	2	18	78	160	322	244	100

新型コロナウイルスの流行により、R 2 年度および 3 年度の実施回数は例年より減少した。

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】 体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】 概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】 セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】 橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
R 1	6	101	150	1,743	17.3
R 2	6	83	143	1,355	16.3
R 3	6	86	131	1,231	14.3
R 4	6	108	115	1,296	12.0
R 5	6	108	113	1,281	11.9

新型コロナウイルスの流行により、R 2 年度および 3 年度の実施回数は例年より減少した。

6-5 精神保健

1 精神訪問指導

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
精神保健	189	178	118	167	114

2 こころの相談窓口

＊ 実施日 毎月第 2 月曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分（予約制）

＊ 会 場 飯田市保健センター

＊ 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士

＊ 実施状況（R 5 年度）

① 実施回数 8 回

② 相談実人数 12 人

③ 相談延べ人数 12 人

④ 相談者の年齢内訳

	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相 談 者	-	1	1	2	4	2	1	1	12
対 象 者	-	2	2	1	3	2	1	1	12

⑤ 本人からの相談 10 人、家族からの相談 2 人

3 こころの健康づくり

(1) 広報・啓発活動

① ホームページ・啓発動画（Youtube）の作成

② 自殺予防週間（9 月）

ポスターとパネルの展示

③ 自殺対策強化月間（３月）

チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布

のぼり旗・ポスターの掲示

自治振興センターへの啓発パネルの展示（松尾・伊賀良・鼎・上郷）

飯田中央図書館と駅前図書館での関係書籍の展示

いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）

④ 中学生を対象とした SOS の出し方教育

R5年度 6校で実施

⑤ 高校生への街頭啓発（市内5校に学校を通じて啓発ウェットティッシュを配布）

⑥ 働き盛り世代への啓発（胃がん検診受診者へ相談案内チラシ・啓発ポケットティッシュの配布）

（２）研修会の開催

① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）

健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施

6-6 栄養指導

1 母子保健（令和5年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳幼児 健診・ 相談	4か月児	48	633	48	318	離乳食の開始と進め方
	7か月児	48	632	48	438	離乳食中期・後期の進め方、1日の目安量、 形態、3回食にむけて、実物展示
	12か月児	48	639	48	384	1日の目安量、実物展示
	1歳 6か月児	44	652	44	387	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつの与え方
	2歳児	—	—	47	660	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつの与え方
	3歳児	45	639	45	377	好き嫌いなく、しっかり食べよう
離乳食 講座	初期	12	83	12	83	離乳食の作り方のデモンストレーション、 離乳食の進め方・個別相談
	後期	12	72	12	72	
乳幼児学級		19	160	108	108	乳幼児期の食事とおやつの進め方・相談
ぱくぱくキッチン		5	39	—	—	調理体験、試食
その他（乳幼児）		—	—	72	72	個別相談・電話相談
その他（小中学生）		6	137	137	137	ファミリークッキング
合 計		287	3,686	621	3,036	

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和5年度）

対 象 者	集団指導		個別指導		内 容
	回数	延人数	回数	延人数	
消防団健康教室 （分団別）	5	68	-	-	若い頃からの生活習慣病予防のための食事について
特定保健指導	-	-	383	383	特定健診結果に基づく栄養指導
高齢者いきいき教室等（単発事業）	32	474			低栄養予防のための食事
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	3	53			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	4	82			伝達講習会、文化祭
その他			4	4	訪問指導、健康相談
合 計	43	657	387	387	

6－7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和5年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	10	202	妊娠中の口腔内の変化について、歯科検診のすすめ
1 歳児	47	639	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの指導、上顎前歯唇面のむし歯予防
1 歳 6 か月児	44	649	卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫、口腔機能の発達について
2 歳児	47	659	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳児	45	638	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖についての相談 6 歳臼歯の重要性和むし歯予防
小学校歯科 保健指導	11	971	むし歯、歯周病予防、口腔機能向上のための健康講話、ブラッシング指導
その他	85	414	乳幼児学級・療養センター等での歯科保健指導、乳幼児訪問指導・つどいの広場・遊びの広場・離乳食教室・栄養相談日等での歯科口腔保健指導
合計	289	4172	

歯科検診結果

	該当児 数 (人)	受診児 数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1 人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1 人当たり むし歯本数 (本)
1 歳 6 か月児	661	649	98.2	3	0.5	9	3.0	0.01
3 歳児	660	638	96.7	33	5.2	34	1.0	0.05

2 成人歯科保健

(1) 歯科健診事業（令和5年度）

令和4年度からの新規事業

対象者(事業名)	該当者数	受診者数	受診率 (%)	内容
40歳歯科健診	987	196	19.9	医療保険の種類にかかわらず40歳になる者に対し健診費用(6,600円)を助成

40歳歯科健診結果（判定区分）

	受診者数	異常なし	要指導	要精検	4mm以上のポケットを有する者(再掲)
男性	69	6 (8.7%)	21 (30.4%)	42 (60.9%)	38 (55.0%)
女性	127	13 (10.2%)	49 (38.6%)	65 (51.2%)	61 (48.0%)
計	196	19 (9.7%)	70 (35.7%)	107 (54.6%)	99 (50.5%)

(2) その他事業（令和5年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	15	113	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象に歯周病についての啓発、歯科相談、ブラッシング指導
12か月児母親の歯科相談	47	603	12か月児相談時に母親の口腔内チェック、歯科相談、定期検診の重要性、歯周病の原因と対策について
各種健康教室等	14	309	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、歯周病の原因と対策、ブラッシング指導、定期歯科検診の重要性
合計	61	1025	

3 高齢者歯科保健（令和5年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室 通所型B事業	28	352	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
一体的事業健康 教室	4	51	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介・口腔の健康と全身疾患の関係について
各種健康教室等	20	344	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能 向上の講話 健口体操の紹介

6-8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飯伊献血実績	2,212	2,477	2,759	2,545	2,761
飯田市実績	1,594	1,911	2,083	1,886	2,000
200ml 献血者	2	1	2	5	6
400ml 献血者	1,592	1,910	2,081	1,881	1,994

6-9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 625 人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数（令和 5 年度）

（単位：人）

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	10	三 穂	9	竜 丘	12	松 尾	36	座光寺	39
	橋 南	31	山 本	20	川 路	16	下久堅	19	上 郷	85
	羽 場	30	伊賀良	77	鼎	81	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	31					千 代	28	南信濃	8
	東 野	33					龍 江	48		

2 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達している。また、新型コロナウイルス感染症以降中止していた全市の研修会（飯伊支部研修会）を開催した。

日時	内容	参加者数
令和 5 年 5 月 24 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 研修『フレイル予防』～運動・栄養・歯科の 3 本柱で目指そう健康長寿～	20 名
令和 5 年 10 月 7 日	保健補導員等連絡協議会飯伊支部研修会 「脳を鍛える活脳トレーニング」 講師：公立諏訪東京理科大学教授 篠原 菊紀 氏	187 名

6-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

11 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日 程	内 容	参加者
飯田市総会・研修会	令和 5 年 4 月 18 日	・「第 4 次飯田市食育推進計画について」	47 名
飯伊総会	令和 5 年 4 月 28 日	・健康体操「よろこびを忘れずに」 ・講演「コロナウイルスと共に生きる」 (講師：飯田保健福祉事務所長)	38 名
県定期総会	令和 5 年 5 月 11 日	・代議員参加	3 名
飯田市伝達講習会①	令和 5 年 6 月 9 日	・「ストレッチ体操」(講師：中高老年期運動指導士) ・「いつもの食事に野菜をプラス！手軽に作れる簡単 1 品メニュー」	20 名
飯田市伝達講習会②	令和 5 年 7 月 19 日	・「糖尿病について」 ・「大豆ミートを使ってみよう」 (講師：旭松食品株式会社 管理栄養士)	20 名
飯田市伝達講習会③	令和 5 年 10 月 3 日	・「フレイル予防で健康寿命を延ばそう」 ・「生涯骨太クッキング～メタボ予防からフレイル予防」	22 名
県推進大会	令和 5 年 10 月 18 日	・第 53 回長野県食生活改善推進大会	18 名
飯田市伝達講習会④	令和 6 年 1 月 17 日	・「地元食材の魅力を知ろう」 (講師：株式会社 太陽農場 野菜ソムリエ) ・「地元食材を使った季節のレシピ」 (講師：焼肉・居酒屋 吉祥寺 料理長)	20 名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数 (人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	37	371	155
子どもの食生活に関する活動	41	744	162
若者・働き世代の食生活に関する活動	10	163	33
高齢者の食生活に関する活動	1	21	8
その他 (地区イベントへの参加・飯伊事業への参加等)	33	7,698	173
自己学習	1,919	－	－
合 計	2,041	8,997	531

6-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時(産婦人科は午前9時～正午)		
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午		
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日(日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) 午前9時～午後6時 夜間(年間) 午後7時～午後10時30分		
	〔眼科当番〕 診療時間 夜間 午後7時～午後10時 深夜 午後10時～翌朝8時30分 飯田病院 飯田市立病院		
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療科目 診療日 および 診療時間	内科・小児科 休日(日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) 午前9時～午後0時30分 夜間(年間) 午後7時～午後10時	
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)	診療科目	内科・外科	
	病院群輪番制協定病院名		
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院 市瀬整形外科
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間	24時間体制(午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内)	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

年度 区分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
休 日	診療日数	75	79	73	73	73	75
	利用者数	1,201	861	257	243	446	794
	1 日平均	16.0	10.3	3.5	3.3	6.1	10.6
夜 間	診療日数	365	366	365	365	365	366
	利用者数	4,295	3,680	1,239	1,425	1,472	2,623
	1 日平均	11.7	10.1	3.4	3.9	4.0	7.2

6-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70
2 階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3 階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	—
県費補助金	—	8,000 千円	—
起債	168,600 千円	192,400 千円	—
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	—
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

6-13 予防接種

1 令和5年度実施状況

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前の 予診票での 接種	接種総数 (飯田市実施分) ※ 1		
個別 接種	乳 幼 児	ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス	1 回目	636	371	96. 5	10	381	
			ロタテック			243		7	250	
			ロタリックス	2 回目	636	342	88. 2	68	410	
			ロタテック			219		14	233	
			ロタテック	3 回目	636	204	※ 2	24	228	
		B型肝炎		1 回目	636	616	96. 9	18	634	
				2 回目	636	565	88. 8	85	650	
				3 回目	636	314	49. 4	345	659	
		H i b 感染症、		初回	1, 908	1, 691	88. 6	237	1, 928	
				追加	650	578	88. 9	64	642	
		小児の肺炎球菌 感染症		初回	1, 908	1, 691	88. 6	238	1, 929	
				追加	650	582	89. 5	63	645	
		ジフテリア、百日 せき、破 傷 風、 急性灰白髄炎(三 種及び四種混合)		1 期	初 回	1, 908	1, 695	88. 8	397	2, 092
				追 加		656	459	70. 0	180	639
		急性灰白髄炎		1 期	初 回	—	—	—	—	—
					追 加	—	—	—	—	—
		結核 (B C G)				636	452	71. 1	185	637
		麻しん、風しん (MR)		1 期	650	587	90. 3	63	650	
				2 期	733	705	96. 2	1	706	
		水痘		1 回目	650	585	90. 0	62	647	
				2 回目	656	454	69. 2	176	630	
	日 本 脳 炎		1 期	初 回	1, 282	872	68. 0	411	1, 283	
					追 加	723	406	56. 2	443	849
			2 期	906	484	53. 4	641	1, 125		
	児 童	ジフテリア、破 傷風 (二種混合)		2 期	861	427	49. 6	330	757	
		ヒトパピローマウイ ルス感染症 ※3		1 回目	437	108	24. 7	766	874	
	2 回目			437	48	11. 0	635	683		
	3 回目			437	6	1. 4	681	687		
	高 齢 者	高齢者のインフルエンザ			32, 518	21, 559	66. 3		21, 559	
		高齢者の肺炎球菌感染症			1, 237	704	56. 9		704	

※1 地域保健・健康増進事業報告より

※2 ロタウイルスワクチンは、2種類あり、接種者がどちらかを選択し接種する。ロタリックスは2回、ロタテックは3回接種するため、予診票は全員に3枚配布しているが、3枚目の予診票は使用しない者がいる。このことから、3回目の接種率は算出することができない。

※3 令和4年度より積極的な勧奨が再開した。通常の定期接種に加え、キャッチアップ接種も令和4

年度から令和6年度末まで行われる（キャッチアップ接種対象者：平成9年4月2生まれ～平成19年4月1生まれの女子）。予診票発送数は、中学1年生（平成22年度生）のみ。

2 風しんの追加的対策（令和元年度から令和6年度まで実施予定）

風しんの予防接種の公的な接種を受ける機会がなかった対象者へ抗体検査と麻しん風しん予防接種を無料で実施。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1生まれの男性（約11,000人）

実施年度	抗体検査実施者	うち定期接種対象者	接種者
令和元年度～令和5年度	5,844	1,329	1,193

3 新型コロナワクチン接種（令和3年度から令和5年度まで実施）

生後6か月以上の希望する者へ新型コロナワクチンの接種を実施。

（人）

接種回数 年齢	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
65歳以上	30,460	30,402	29,426	27,351	24,305	19,976	14,195
12歳～64歳	47,696	47,559	38,319	24,174	10,881	3,606	1,668
5歳～11歳	1,058	1,035	603	278	118		
生後6月～4歳	180	172	153	67			

※ 接種数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の令和6年3月31日現在の入力値

6-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦、または妊娠はするが流産・死産を繰り返すため不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- （1）夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- （2）夫婦であること。（事実婚の状態にある男女を含む。）
- （3）一般不妊治療又は特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- （4）長野県が指定する指定医療機関において、治療を受けていること。
- （5）夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記（1）、（2）、（5）のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

(1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。

ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額及び回数

(1) 不妊検査・一般不妊治療

- ・自己負担額（人工授精にあつては3回までの費用）。上限10万円。
- ・1回の妊娠（治療の中止を含む）につき1回。

(2) 特定不妊治療

- ・自己負担額の2分の1の額。上限10万円。
- ・1年度あたり2回。

(3) 共通事項

- ・年齢制限はなし
- ・他団体（長野県等）から助成金等を受けているときは、自己負担額から当該金額を控除して助成金を算定する。

2 申請実績

《特定不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129
R 2	93	149	13,436,166
R 3	99	144	12,789,482
R 4	97	126	8,082,830
R 5	71	108	6,617,134

《一般不妊治療費（検査・人工授精）》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
R 3	48	48	3,261,545
R 4	37	37	1,725,740
R 5	48	48	2,460,010

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H30	-	-	-
R 1	1	1	50,000
R 2	-	-	-
R 3	1	1	50,000
R 4	1	1	18,470
R 5	2	2	54,732

3 令和5年度不妊・不育相談

＊ 実施日（予約制）週1回、9：00～19：00の間

＊ 会 場 市保健センター 相談室

＊ 相談員 体外受精コーディネーター・助産師

＊ 実施状況

① 実施回数 7回

② 相談数 7組（夫婦0組・妻のみ6組、夫のみ1組）

＊ 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	-	-	2	4	-	1	7

② 妊娠の経験 あり3組 なし4組

③ 治療の経験 あり1組 なし6組

＊ 相談内容（複数実施あり）

（3件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（3件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（4件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（3件）医療機関について（かかるタイミング、対応できる治療、診療時間等）

（3件）治療と仕事との両立について

（3件）不妊治療費、助成制度について

（2件）年齢と妊娠率について

（1件）流産・不育症について

（4件）気持ちの整理がしたい

（0件）養子縁組について

（0件）その他

6-15 骨髄バンクドナー助成事業

1 制度の概要

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）及びドナーが勤務する事業所の負担軽減と、骨髄移植の推進及びドナー登録者の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。

助成の対象

次のいずれにも該当する方及びその方を雇用する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く）

- （１）ドナーであり、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。
- （２）骨髄等を提供した日及び助成金申請時において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されていること。
- （３）市税等の滞納がないこと。
- （４）飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （５）の地方公共団体等から骨髄の提供に係る助成金等の交付を受けていないこと。

助成の対象及び額

（１）ドナー

骨髄等の提供に係る同意をした以後の入通院等１日につき２万円（１回の提供につき上限１０日）
通院等に要した日数は、骨髄等の提供に係る同意をした以後の、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取術またはこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は含まれない。

ア 健康診断に係る通院

イ 自己血貯血に係る通院

ウ 骨髄等採取に係る入院

エ その他、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等

（２）事業所

骨髄等の提供に係る同意をした以後のドナーの入通院等１日につき１万円（１回の提供につき上限１０日）。

２ 申請実績

年度	ドナー			事業所			総助成額 (円)
	申請 者数	延べ 日数	助成額 (円)	申請 者数	延べ 日数	助成額 (円)	
R 5	2	20	400,000	1	8	80,000	480,000

※R 2から助成制度を開始し、R 2からR 4までは申請実績なし

６－１６ がん患者へのアピアランスケア助成事業

１ 制度の概要

がんの治療により生じた外見（アピアランス）の変化に悩む者を支援し、就労及び社会参加の促進並びに療養生活の質の維持及び向上を図るため、医療用補整具の購入に要した費用に対して助成金を交付する。

助成の対象

次のいずれにも該当する方

- （１）申請をする日に飯田市に住んでいること。

- (2) 過去に県内の他市町村から同補助金の助成を受けていないこと。
- (3) 過去に他の都道府県や他の都道府県の市町村から同補助金の助成を受けていないこと。

助成の対象及び額

(1) 助成対象

以下の、外見の変容を補完する補正具等の購入費用。

ア 頭髪補整具：ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子

イ 乳房補整具：補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房（乳房再建手術は対象外）

ウ その他：エピテーゼ（体の部位を補完するもの）

(2) 助成回数

各補正具 各1回（乳房補正具は、左右それぞれ1回ずつ）

(3) 助成額

購入費用額の1/2（千円未満端数切捨、最大2万円）

2 申請実績

年度	頭髪補整具		乳房補正具 右		乳房補正具 左		その他補正具		合 計	
	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)
R 5	33	619,000	2	40,000	1	20,000	—	—	36	679,000

※R 5から制度を開始

6-17 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、一定所得がある方は2割、現役並み所得の方は3割です。
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和6年度の保険料額

均等割額 44,365 円	+	所得割額		×	所得割率 9.45% ※58 万円以下の場合 8.56%	=	1 人当たりの 保険料 (限度額 80 万円) (昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれ た方、障害認定 の方は 73 万円)
		前年中の総所得金額等－ 基礎控除額 (43 万円) ※					

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

7 割軽減 → 43 万円＋①以下

5 割軽減 → 43 万円＋29.5 万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）
＋①以下

2 割軽減 → 43 万円＋54.5 万円×被保険者数＋①以下

① ・ ・ 世帯内に給与取得者が2人以上のときは次の算式による金額を加える

10 万円×(給与所得者等の数－1)

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、制度加入から2年間は「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 後期高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75 歳 以上 人	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当 人	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
H28	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2
R 2	18,182	△0.4	18.2	18,167	230	356,475	0.6	17.6
R 3	17,983	△1.1	18.5	17,886	242	355,948	△0.1	17.6
R 4	18,196	1.2	18.6	17,986	210	363,965	2.3	18.1
R 5	18,556	2.0	19.2	18,349	207	373,735	2.7	18.6

3 後期高齢者医療の状況（令和5年度）

（1）医療費

	総医療費	医療給付費			再掲(千円)			
	(千円)	(千円)	うち 7割分	うち 8, 9割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	16, 309, 844	14, 940, 731	845, 755	14, 094, 976	14, 565, 756	99, 052	117, 598	144, 266
長野県	324, 381, 054	297, 052, 217	14, 700, 292	282, 351, 925	289, 340, 715	2, 268, 804	2, 042, 028	3, 167, 786

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,223	61,150	18,556	878,953
長野県	22,989	1,149,450	373,735	867,944

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）					普通徴収（口座振替・現金納付）				
調定額 (A)	収入額 (B)	還付 未済 (D)	未納 額 (E)	還付未済 控除後徴 収率(%)	調定額(A)	収入額 (B)	還付 未済(D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
771,554	772,593	1,039	0	100.00	454,621	452,780	277	2,117	99.53

単位：千円、%

合 計					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付未 済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
1,226,175	1,225,373	1	1,316	2,117	99.83

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付 未済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
1,275	1,154	37	16	99	89.25

6-18 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- （1）長野県統一の自動給付方式、満18歳年度末までは現物給付方式（受給者証の提示による申請）
- （2）受給者及び扶養義務者に所得制限あり（子ども（0～満18歳年度末）と、障がい者のうち0～満18歳年度末までは所得制限なし）
- （3）一診療報酬明細書（レセプト）ごとに500円の受給者負担あり

※令和6年8月から、こども福祉医療の受給者負担は300円

対象者：出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の子ども
ひとり親家庭等の子で、18歳以上20歳未満の高等学校等に在学中の学生

(4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)

(5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担区 分	一部 負担			
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等					
子ども								
0 歳～中学校卒業年度末	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり			
中学校卒業後～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100				
障がい者								
身障手帳 1・2 級	保健課 医療給付係	特別障害者手 当準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり			
身障手帳 3 級		所得税非課税者		市 100				
		特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)						
療育手帳 A 1・A 2・B 1		特別障害者手 当準拠		特別障害者 手当準拠		県 1/2 市 1/2		
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当								
精神保健福祉手帳 1, 2 級 (通院のみ)							所得税 非課税者	市 100
							特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)	
精神通院（精神保健福祉手帳 1、2 級を除く）	特別障害者手 当準拠							
ひとり親家庭等								
母子家庭の母、父子家庭の父	保健課 医療給付係	児童扶養手当 準拠（一部支 給）	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり			
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠						
父母のない子								

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（R6.11.1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本 人	配偶者・扶養義務者等
		所 得 額	所 得 額
特別障害者手当（障がい者本人に支給）	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人）＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。
- * 所得制限限度額（配偶者・扶養義務者等）＝扶養親族等が2人以上の場合は、扶養親族等1人につき213,000円を加算し、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、その額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 （母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所 得 額	所 得 額
児童扶養手当（母子家庭の母等に支給）	0	2,080,000	2,360,000
	1	2,460,000	2,740,000
	2	2,840,000	3,120,000
	3	3,220,000	3,500,000
	4	3,600,000	3,880,000
	5	3,980,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績(決算ベース)

(単位: 給付額 円、対象者 人)

区分	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
給付額	238, 233, 050	205, 992, 507	225, 839, 756	244, 804, 221	283, 354, 535
県費	52, 368, 000	51, 759, 000	48, 866, 000	66, 534, 000	74, 925, 000
市費	185, 865, 050	154, 233, 507	176, 973, 756	178, 270, 221	208, 429, 535
対象者	15, 215	14, 708	14, 894	14, 557	14, 298

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000 円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10 日以上入院については所得制限なし)
ただし、10 日未満入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300 万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450 万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200 万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300 円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当+所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300 円→500 円(飯田市は 300 円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校 3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成 22 年 4 月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300 円→500 円(平成 22 年 10 月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満 18 歳の年度末まで拡大(平成 28 年 4 月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成 30 年 8 月診療分から適用)
- R3. 8. 1 子ども柔道整復療養費現物支給対象拡大、精神 2 級通院全診療科拡大
- R4. 4. 1 県制度変更 外来のみ小学校 3年生まで拡大(入院は据置)
- R6. 4. 1 県制度変更 外来のみ中学校卒業年度末まで拡大(入院は据置)
- R6. 8. 1 こども福祉医療 受給者負担額 500 円→300 円(令和 6 年 8 月診療分から適用)

4 令和5年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	87,434,964	25,168	1,362	103.5	96.3
市 単	8,506,276	6,806	485	105.5	97.2
県 単 65 歳以上国民年金別表該当	133,179,005	53,429	2,165	100.5	102.9
合 計	229,120,245	85,403	4,012	101.8	99.8

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)
県 単 小学3年生までの入院・外来 小4～中3の入院	144,946,339	76,813	14,298
市 単 小4～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	138,408,196	68,979	
合 計	283,354,535	145,792	14,298

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	39,959,361	19,553	1,780	100.2	91.7

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	2,151,662	933	105	94.4	86.1

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	554,585,803	251,681	20,195	99.9	97.8

6-19 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 30 年 4 月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行された。県からは、令和 3 年 3 月に「保険料水準等の統一に向けたロードマップ」が示され、事業費納付金の算定における二次医療圏の医療費水準の統一が始まってきている。

あん分率については、令和 6 年度は据置としたが、令和 7 年度以降に向け被保険者数、基金残高、国の動向を的確に把握し、社会保障制度の根幹であるという考えに立ち、保険者として責任を持った安定運営に努める。

令和 6 年 12 月 2 日から、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付しており、これまでどおりの保険診療を受けられます。

2 保険給付等の状況（令和 6 年度）

（1）被保険者の一部負担金

① 自己負担割合（病院窓口等での負担割合）

70 歳以上 75 歳未満の ・現役並み所得者(131 頁参照)	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和 2 年 8 月 1 日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化された。被保険者証の有効期間も 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日の 1 年間に変更。
70 歳以上 75 歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・ 低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(131 頁参照) ・低所得者Ⅱ(131 頁参照)	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日 以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

② 入院時食事代の標準負担額（1 食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一般（下記以外）		1 食 490 円 (一部 280 円 の場合あり)	住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 オンライン資格確認システムで負担区分が確認できる医療機関では認定証は不要。 長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去 12 か月の入院日数が 90 日までの入院	1 食 230 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	長期該当 1 食 180 円	
低所得者Ⅰ		1 食 110 円	

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）	住民税非課税世帯等
一般（下記以外）	490 円 （一部医療機関では 450 円）	370 円 （難病患者は 0 円）	の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 オンライン資格確認システムで負担区分が確認できる医療機関では認定証は不要。 長期入院該当には申請が必要。対象は非課税世帯の指定難病患者または入院医療の必要性の高い者である。
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90 日までの入院 230 円 90 日を超える入院 180 円 （指定難病・入院医療の必要性が高い者に限る）		
低所得者Ⅰ	140 円		

（2）療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担になるが、国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が支給される。

- ・事故や急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）。
- ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- ・はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）。
- ・骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。マイナ保険証での受診者については、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

自己負担額の計算方法

- ・月の 1 日から末日までの受診について計算。
- ・2 つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・同じ医療機関でも歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・入院時食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。

※70 歳以上 75 歳未満の人は、外来・入院・医療機関・診療科の区分なく合算する。

ア 70 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額（月額）		世帯合算
		3 回目まで	4 回目以降	
ア	国保税課税所得が 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円	それぞれ 21,000 円 以上
イ	国保税課税所得が 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円	

ウ	国保税課税所得が 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円	それぞれ 21,000 円 以上
エ	国保税課税所得が 210 万円以下の 住民税課税世帯	57,600 円	44,400 円	
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円	

○世帯合算：同じ世帯で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

○多数該当：過去 12 か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上にあった場合の 4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		
		3 回目まで		4 回目以降
3 割	現役並み所得者Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円	
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円	
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円	
自己負担割合	所得区分	外来 (個人単位)	外来 + 入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）	18,000 円	57,600 円	44,400 円
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円にならない世帯。

○低所得者Ⅰとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円になる世帯。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳以上 75 歳未満の人の限度額を適用後、70 歳未満の人の自己負担額（21,000 円以上）と合算して、70 未満の人の限度額を適用する。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口に提出すれば、自己負担は 1 か月 10,000 円まで

となる。慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担は 1 か月 20,000 円までとなる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合は、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときには、申請によりその超えた分が支給される。

○合算した場合の限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満の人がいる世帯		70 歳以上 75 歳未満の人がいる世帯	
ア	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
イ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
ウ	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
エ	600,000 円	一般	560,000 円
オ	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
		低所得者Ⅰ	190,000 円

○低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請により国保で移送が必要と認めた場合に支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

（３）その他の給付

① 出産育児一時金 500,000 円（令和 5 年 4 月 1 日以降の出産から適用）

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

（４）国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況（令和6年度）

（1）国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

（2）国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成29年度まで賦課）。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

課税限度額は、医療分 650,000 円、支援金分 240,000 円、介護分 170,000 円。

（3）軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1）以下のとき	7 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（29 万 5 千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	5 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（54 万 5 千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	2 割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	2 分の 1
特定継続世帯	4 分の 1

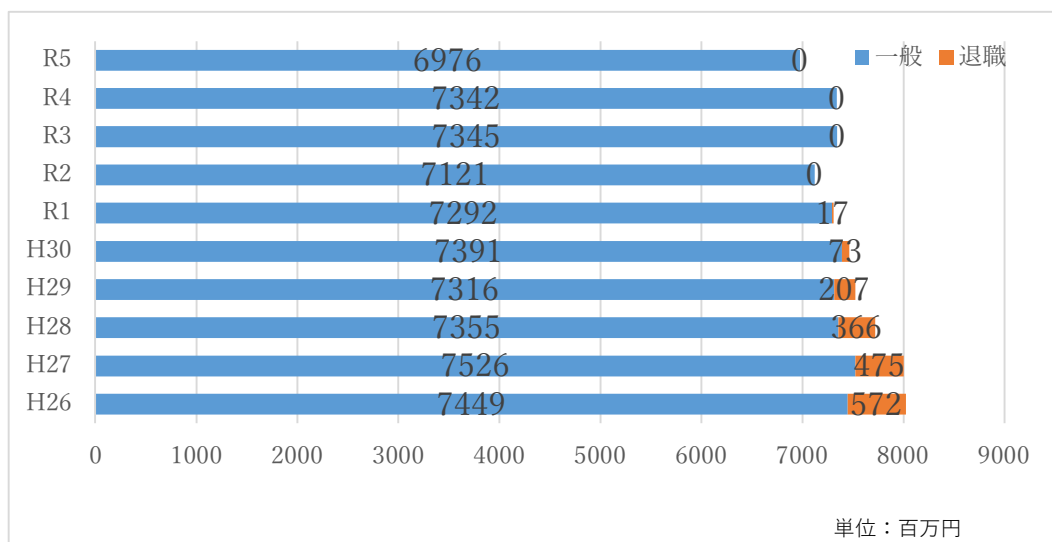
③ 非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を 30/100 とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

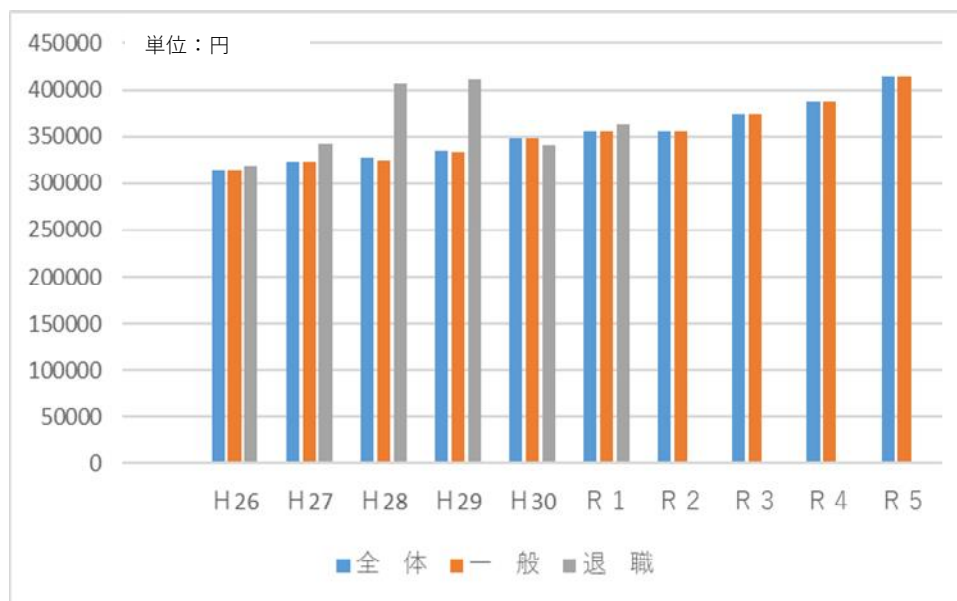
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	退職被保険者 等 (再掲)		介護第2号被 保険者 (再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	46	0.1	6,432	31.3
R 2	40,098	12,656	31.6	99,645	20,061	20.1	-	-	6,211	31.0
R 3	40,104	12,524	31.2	98,520	19,625	19.9	-	-	5,946	30.3
R 4	40,211	12,288	30.6	97,379	18,943	19.5	-	-	5,728	30.2
R 5	40,326	11,856	29.4	96,268	17,951	18.6	-	-	5,408	30.1

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3
R 2	354,993	△0.3	354,991	△0.3	-	-
R 3	374,748	5.6	374,748	5.6	-	-
R 4	387,597	3.4	387,597	3.4	-	-
R 5	414,024	6.8	414,024	6.8	-	-

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年度	入 院			入院外			歯 科			計		
	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402
R2	20.2	15.1	129,853	801.0	1.4	123,007	179.7	1.8	23,268	1,000.9	1.8	276,127
R3	21.1	15.6	137,068	838.5	1.4	130,505	190.0	1.8	24,056	1,049.6	1.8	291,628
R4	21.4	15.4	143,117	861.9	1.4	135,707	198.4	1.7	25,311	1,081.8	1.8	304,135
R5	20.7	15.8	132,081	879.8	1.4	139,656	209.4	1.6	26,495	1,109.8	1.7	298,233

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者 支援金 (千円)	前期高齢 者納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数(件)	給付額 (千円)	件数(件)	給付額(千 円)	件数(件)	給付額 (千円)			
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	-	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	-	223,977
R2	316,597	5,164,009	10,148	60,377	11,505	775,164	577,231	-	217,893
R3	325,487	5,351,052	10,166	60,976	12,335	798,690	566,090	-	199,000
R4	323,767	5,352,204	10,012	56,611	12,604	803,074	561,874	-	200,401
R5	315,741	5,066,957	10,109	60,134	12,253	752,550	610,672	-	196,329

9 令和4年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。 ① 40～74歳の国保被保険者 15,348人（R4.4.1現在） そのうち対象者 13,211人 ② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 検査料 5,830円（うち自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 検査料 8,877円（うち自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし ③ 受診者数 5,612人 (2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。 ① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。 ② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 376人 ・評価終了者 286人 ③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 141人 ・評価終了者 88人 ※R4年度法定報告数値最終版
2 歯科健診事業	(1) 歯科健診費用助成 ① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者 ② 検査料 6,600円（うち自己負担額1,000円） ③ 受診者数 44人

事業名	内 容
3 医療費適正化事業	レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。 (1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3回(11～12月、1～5月、6～10月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など
計	54,773 千円